

掲示期間
4月30日まで

お知らせ

2024年3月14日
組合通達第48-23号

〈慶弔見舞申請制度〉



「傷病見舞金申請」の運用変更について

傷病見舞金の申請について、下記の通り運用を変更いたします。

運用変更日：2024年3月15日（金）申請分より

〈現行の運用〉

- ①組合シャッターケース内にある「申請用紙（紙ベース）」又は、組合の「ホームページ」から申請する。
- ②「医療機関を受診した事を証明する書類」は、必要に応じ提出。（必要な場合は、労働組合から申請者へ連絡）

〈変更後〉

①組合の「ホームページ」から申請する。

- ※「申請用紙（紙ベース）」での申請は廃止します。
- ※結婚・出産・死亡・災害見舞金申請についても同様とする。

②「医療機関を受診した事を証明する書類」を提出する。

- ※傷病見舞金は、お見舞いの意味もありますが、医療費に対する補填の意味もありますので、必ず提出して下さい。
- ※勤怠システムに病名を入力した場合でも提出が必要です。

●医療機関を受診した事を証明する書類について

①医療機関の「領収書」・「診療明細書」・「診断書」のいずれか
とします。 ※上記以外の書類については不可とします。

②ホームページの申請画面からデータをアップロードする。

- ※ホームページを改修してアップロードできるようにしました。
- ※アップロードできない方は、コピーを社内メール便で送付下さい。

★慶弔見舞金は、発生から「90日以内」に申請して下さい。



UAゼンセン

上新電機労働組合